

明治中期肥前多久における坑夫に関する資料（二）

秀村， 選三
九州大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13598>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 5, pp.21-29, 1975-06-25. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

明治中期肥前多久における坑夫に関する資料(二)

秀村選三

前回において史料を明治十八年五月から同十九年四月までを掲出したが、その後、三通ほど明治十八年七月のものを見出したので、此の三通は番号を(1)B・C・Dとして、はじめに掲げておく。(20)以下(31)までは前回に引き続き年月順に配列する。

(32)から(36)は年代不明のものである。紙、筆蹟等からは前に掲出のものと同年代と推定される。(37)から(41)までは、各通とも前後を欠いているが、同年代の坑夫に関する史料として捨てるに忍びないので掲出することにした。襖の下張りの中から一枚ほど次の如き帳簿の表紙と見られるものが出ていたので、おそらくこの帳簿の残簡と推定されるのである。

明治十八年四月ヨリ六月迄
坑夫加除人名簿
(未考)
「組合中」 第二組
坑業取締人

(42)はこれを直ちに坑夫に関する史料と見得るか否か、多少疑問も残るが、炭坑社会の実情を示すものとして一応掲出することにした。

(1)B 証

印紙間ニ合兼候ニ付、追而仕用ス

今般私儀共貴坑へ入籍仕、面出之御願仕、御聞濟被下候ニ付而ハ決而借財ホ不仕、若シ志錢タリ共借財ホ仕候節者互ニ無古障屹度弁償可仕候、後日為無異論御座、一証差出シ置申候処、仍而一札如件
明治十八年
七月一日

百武乙吉(拇印)
堺勘之助(印)
宮原平吉(拇印)

袖ノ木原炭坑
事務所

御中

(1)C (前欠)

異論、沙如件

明治十八年

七月九日

佐賀県杵島郡中野村平民

毛利次十(印)
口濟保証人 山中末松(印)

袖ノ木原炭坑

事務所中

(1)D (前欠)

連署ヲ以テ一証差入置候、仍口如件

福岡県鎌郡上字須井村

(未考)

可申、為後日保証

明治十八年七月廿二日

宮本

弘化三年

妻 セイ

弘化四年八月二十日生

保証人

堀川 祐八

勘定組長

宮原 治吉郎

袖ノ木原炭坑

事務所

(20)

入籍証

私儀貴炭坑エ坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数被成下度、就而ハ坑業取締御規則竹ニ貴坑御規則共屹度相守可申候、然ル上ハ向後三年間以上坑内稼業專一ニ可仕候、為後日保証人連署ヲ以仍而一札如件

明治十九年五月四日

福岡県博多士馬障子町

本人 井上 弥七 (拇印)

嘉永元年十一月九日生

保証人 山中 末吉

袖ノ木原炭坑

事務所御中

(21)

証

私儀貴坑ニ坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数成シ被下度、就テハ坑業取締規則竹ニ貴坑御規則屹度相守リ可申候、然ル上ハ后後ニ至ツテハ借財ホ不仕候。○操稼方々可致候。自然借財金相生シ候節ハ保証人拙者ヨリ本人同様之儀務ヲ以テ弁償可仕候、為無後日違論一証差入

置、仍テ如件

長崎県彼杵郡羽佐見村

明治十九年五月廿一日 本人 森 常次 (拇印)

保証人 田中 儀三

袖木原炭坑

事務所

御中

(22)

入籍証

私儀 然ル上ハ坑業口締御規則並ニ貴坑御規則ニ基キ借金不仕、万一幾分ニ而も借金本相生シ候節ハ保証人拙者ヨリ無異儀弁償可仕候、為後日保証人連署一札如件

明治十九年六月一日

福岡県筑後国上妻郡福島古松町平民

酒井 弥助

天保十年六月十日生

妻 口口

長女 ヨシ

長男 権次郎

明治元年十一月一日

二男 佐次郎

二女 ハツ

保証人 深川 惣七

袖ノ木原炭坑

事務所御中

(23)

入籍証

私共儀貴坑ヘ坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数ナシヒ下度、就テハ

坑業所規則竹ニ貴坑御規則屹度相守リ可申候、然ル上ハ御使役中ハ転籍帰村不致、並ニ不足金ハ勿論不致、若シ約定ニ違候節ハ保証人ヨリ弁償可致候、為後日一証如件

佐賀県東松浦郡唐津本町平民

明治十九年六月四日

前田 松次郎 印

妻 ノソ (拇印)

長男 徳松 (拇印)

妻 ハル (拇印)

次男 力松 (拇印)

三男 家次 (拇印)

前田 常助 (拇印)

前田 松次郎妻妹 フク (拇印)

福岡県穂口郡飯塚村 夫

新吉 印

柚木原炭坑事務所

御中

(24)

入籍証

我々義貴坑之坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数被成下度、就而者御使役中ハ転籍帰村不仕、依口坑業取締御規則竹ニ貴坑御規則ニ基キ借金不仕、万一幾分ニ而も借金相生シ候節ハ保証人拙者々無異儀返済可仕候、為後日保証人連署一証如件

十九年六月十六日

佐賀県東松浦郡岩屋村平民

本人 藤田 梅吉

外 一族

弁済保証人 谷口 太助

柚ノ木原炭坑

事務所御中

入籍証

(25)

私共儀貴坑へ坑夫稼業 坑業取締規則

竹ニ貴坑御規則屹度相守可申候、為後日一証差入置候、仍テ如件

福岡県三池郡下里村平民

本人 川原昌 惣五郎

明治十九年六月十六日

長男 要 (拇印)

保証人 北原 藤太郎 印

御中

(26)

入籍証

我々儀貴坑エ坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数被成下度、就而ハ御使役中ハ転籍帰村不仕、依而坑業取締御規則竹ニ貴坑御規則ニ基キ借金不仕、万一幾分ニ而も借金相生シ候節ハ保証人拙者々無異儀弁済可仕候、為後日保証人連署一札如件

十九年六月十六日

佐賀県杵島郡下小田村平民

大石 広吉 印

外 一族

佐賀県杵島郡下小田村平民

山中 仁吉

外 一族

弁済保証人 上木原 芳造 印

柚ノ木原炭坑

事務所御中

右同断 上木原 芳造

(27)

口 籍 証

我 [] 夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数被成 [] 御使役中ハ転籍帰村不仕候、仍而坑 [] 締御規則符ニ貴坑規則ニ基キ借金不仕、万一借金仕候節ハ保証人拙者々無異儀返済 可仕候、為後日保証人連署一証如件

明治十八年六月十六日

佐賀県肥前国杵島郡口神ノ村平民

小田 強 八 ㊦

外 一家族

保証人 森 恒次 (拇印)

印形間ニ合ヌニ付拇印

柚ノ木原炭坑

事務所御中

(28)

証

貴坑ニ坑夫稼業仕候処、今般口時御暇願ニ付、御聞濟被下、有 [] 存候、然ル上ハ [] 報知次第 [] 候、為無異論一証如件

夫稼業 [] 候

明治十九年七月四日

福岡県上妻郡長溪村延喜平宅へ居

村 上 実三郎 ㊦

外 一家族

柚ノ木原炭坑

事務所御中

(29)

一金式円五口銭也

右金員口口平太郎勘定不足金貴坑ヨリ皆済正口請取申候上ハ同

人外老家族ニ於テ後日ニ至リ決而異論無之候、仍而口金請取証

一札如件

山仁田山

明治廿一年口月廿五日

柚ノ木原炭坑

事務所御中

(30)

一金五円也

右金栗山齋吉ノ立金トシテ正ニ請取申候儀確實也、尤も後日ニ

至リ候共、右人ニ付テ差支ハ無之候也

明治廿一年十一月六日

相知村字杉野炭坑
松 尾 福太郎 ㊦

柚ノ木原炭坑

事務所御中

(31)

一金拾円也

右ハ廣田長次郎外一家族ニ対シ該金正ニ請取申候儀確實也、然ル上ハ至後日異議為無御座、請取証一札如件

実印失念ニ付拇印仕候也

明治廿一年十二月二日

野 口 利平治 (拇印)

小 松 房 六 (拇印)

柚ノ木炭坑

事務所御中

(32)

(前 欠)

[] 度就而者坑業取締御規則符ニ [] 屹度相守可申候、為後日保

証人連署以 [] 件

[] 十月十四日

佐賀県肥前国養父藤ノ木村平民

杵村貞市 (拇印)

慶応二年七月十五日生

桑田末吉 (拇印)

元治元年正月四日生

妻 ナミ (拇印)

文久二戌四月十一日生

長男 梅二郎 (拇印)

明治十五年午八月一日生

保証人 田中儀三 (印)

柚ノ木原炭坑

事務所御中

(33) 入籍証

私儀貴坑へ坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数ナシヒ下度、然ル上(ハ)后後三年間○以上之処ハ稼方專一可仕候、就テハ坑業取締規則符ニ貴坑御規則屹度可相守候、為後日保証人連署一証差入置候、仍テ如件

佐賀県小城郡片山村寄留

小林勝助 (印)

天保十三年一月一日生

妻 ユキ

嘉永三年十二月廿九日生

長男 米吉

文久元年九月十四日生

妻 タツ

明治二年四月十四日生

娘 スキ

明治十年七月十七日生

次女 キヨ

明治十二年六月七日生
娘 ヨネ
明治十三年三月三日生

柚木原炭坑

御中

保証人

(後欠)

(34) 入籍証

私儀共貴坑之坑夫稼業仕度候ニ付、入籍之手数被成下度、就而者向後三年間(印)以上稼業可仕候、然ル上ハ坑業取締御規則符ニ貴坑御規則ニ基キ借金本不仕、万一何分ニ而も借金ホ仕候節ハ互ニ無故障并済可仕候、後日無異論保証人連署一札如件

(後欠)

(35) 入籍証

私共儀今般貴坑坑内稼業致度候ニ付、入籍之手数被成下度、就テハ坑業取締規則符ニ貴坑規則屹度相守、且又三年間以上転籍帰村等致ス間敷、件ニ不足金ハ勿論決シテ不致候、若シ異儀等有之候節ハ保証人ヨリ弁償可致候、為後日一証如件

佐賀県西松浦郡有田外尾村

山口 弥太郎 (拇印)

安政六年未正月九日生

妹 ユキ

次女 ナツ

文久元年西十一月十六日生

ユキ長男 又兵衛

明治十五年十二月廿七日生

福岡県三潞村

(五行欠)

明治四年末

U

(38)

(前欠)

.....(後欠).....

嘉永元年申五月

U

福岡県那嘉郡福岡鍛冶町

青ヤ木 熊 吉

同人

安政五年正月元日

二男 梅 吉

慶応三年卯五月廿一日

親かゝユキ

天保三辰三月三日生

長崎県西彼杵郡崎高村

口口口吉

慶応二年五月五日

同県同郡同郡長崎伊勢町平民

石田 伊三郎

安政五年十月十二日生

同県南高木郡西有家村平民

孤田 惣七

元治元子十二月廿七日生

.....(後欠).....

.....(前欠).....

四月

福岡県三池郡江浦村平民

(朱、以下同) 一乙第九十七号

平木 七太郎

元治元年七月十五日生

佐賀県小城郡岩倉村平民

「乙第九十八号」

江里口 佐八

.....(後欠).....

末松

(36)

一金拾六円也

右記載之金員高尾末吉老家族ノ不債金ニ候処、今般該金立金ト

シテ正ニ請取申候上ハ、貴坑ニ於テ関係無之候、仍而立置請取

証口口如件

(後欠)

以下は「坑夫加除人名簿」が分解された残簡と思われる、(37)・(38)はケイ紙各一枚、(39)・(40)は番号、日付等により二枚が続くことが分るものである。なお人名の下に小さく録された人名はケイの外に録されたもので、保証人が世話人が納屋を示すものである。

(37)

口口籍

熊本県天草郡志木村平民

写

芳川 庄太郎 益太郎

安政四年巳四月九日生

妻 ハイ

元治元年子正月元日生

山口県 (空白) 郡尾江里村平民

石井 清太郎 善一

安政五年午十一月十八日生

広島県深津郡手代村平民

森本 喜三郎 善一

嘉永五年三月六日生

同 県小城郡岩倉村平民

元治元年七月十四日生

横尾利八

「乙第九十九号」

慶応三年十月十一日生

末松

(朱) 「右四月六日入」

長崎県東彼杵郡大村城下平民

「乙第百号」

三坂小一

房之助内

安政元年七月十八日生

右四月七日入

佐賀県神崎郡小松村平民

「乙第百一号」

弥永嘉七

千治内

嘉永六年七月一日生

「乙第百二号」

妻 スエ

万延元年十二月十二日生

「乙第百三号」

長女 セキ

元治元年十二月廿五日生

佐賀県神崎郡小村平民

「乙第百四号」

荒木小太郎

千治内

安政元年十二月一日生

「乙第百五号」

妻 キセ

文久元年十一月十五日生

「乙第百六号」

母 ムメ

文化十三年十一月廿五日生

右四月六日入籍

佐賀県佐賀郡寺中村

「乙第百七号」

中嶋芳太郎

末松

文久二年十二月三日生

広島県佐伯郡高田村平民

「乙第百八号」

峯下曾太郎

末松

文久元年十二月十三日生

愛媛県東宇和郡真土村平民

「乙第百九号」

村山実三郎

安政元年九月十日生

妻 ヨリ

文久三年四月七日生

長女 ツル

明治十六年六月一日

福岡県上妻郡長浜村平民

(後 欠)

(40)

(前 欠)

宮原平吉

安政五年七月廿三日生

右四月廿五日入

福岡県筑前国早良郡姪ノ浜村平民

「乙第百廿六号」

桑田善太郎

平太郎内

明治元辰五月十六日生

(朱) 「乙第百廿七号」

次男同政吉

右同

同未正月廿九日生

右四月廿七日入

佐賀県杵島郡井上村字高橋町平民

「乙第百廿八号」

上瀧利兵衛

三次郎内

明治六年三月五日

右四月廿七日入

山口県阿蘇郡舟木町百口口平民

「乙第百廿九号」 口 東 増 蔵 倉吉内

弘化四年未十一月十二日生

長崎県長崎区油屋町口口平民

「乙第百卅〇号」 口 中 峯 三郎 右

四月廿七日入

佐賀県西松浦郡唐津大久保

「乙第百三十一号」 口 浦 ケ イ 亀八妻

安政六年未十一月廿六日生

福岡県山門郡柳川麴口平民

「乙第百三十二号」 口 崎 仙太郎

安政元年三月五日生

佐賀県小城郡別府村

「乙第百三十三号」 青 木 芳太郎 連

明治六年七月八日生

佐賀県杵島郡大崎口

「乙第百三十四号」 野 口 宝太郎 太八

明治元年八月十日生

(未) 右式名四月三十日

「四月中警察届済」

帳写

(41) (前) 欠) (後) 欠)

佐賀県杵島郡高橋村平民

「乙第百七十三号」 鶴 野 キミ 安政六年十二月廿七日生

(未) 「右六月廿八日入籍」

山口県阿武郡萩御許町

「乙第百七十四号」 藤 井 吉 造 平造

弘化三年二月廿六日生

福岡県三池郡久野木村 戸 田 初太郎 房

「乙第百七十五号」 文久三年六月十五日生

福岡県三池郡稻荷村

「乙第七十六号」 秋 山 清太郎

文久元年七月廿五日生

「乙第百七十七号」

妻 文久二年三月四日生

七月五日帰ル

同県竹野郡上泉村平民

「乙第百七十八号」 原 嘉一郎

慶応三年五月廿五日生

同県三池郡稻荷村平民

「乙第百七十九号」 塚 本 重兵衛

安政四年九月八日生

(42) (後) 欠)

金三円八拾八銭八厘

此処ニ

銀金貝購提 式ツ

喜せる 式本

金台 三懸

金シザイカキ 壹本

八品

右之通り明治十七年旧十二月限り御預ケ申候確実也、然ル所成ハ三十日ニハ屹度右金ヲ以テ請取申候、為其預ケ証差出シ置、仍テ如件

明治十七年

旧十二月十八日

実印不相待候ニ付ツメ印仕候
(符と)

肥前国平戸

宮本小八 (拇印)

榎原

御勘場

これらの史料を通して、若干の問題点を次回に考察してみたいと思
う。
(未完)

野田家日記

佐賀大学名誉教授

三好不二雄氏 監修

三好嘉子氏 校注・解説

●A5判 二〇〇頁 頒価 三、五〇〇円

往時主要な街道の一つであった長崎街道牛津宿
(佐賀県牛津町)の富商野田家の当主が江戸時
代後期八十七年間にわたり書きついで覚書で、
家業を重んじて封建の世を生き抜いた商人の記
録で庶民の生活を語り、当時の社会的重要事件
にも触れて興味深いものである。

財団法人 西日本文化協会

提言

熊本県長陽町黒川の水車の保存を要望する

本誌に「明治期における水力の利用について」と題して紹介した
藤原式水車とその最終を飾ったのは熊本県阿蘇郡のそれであった。
この壮大な水車は現在跡形もない。しかし藤原式水車の製作者藤
原治郎吉の次男藤原新治は熊本県大津町に住みついて数多くの水
車を製作し、現在ではその子藤原興一氏(藤原治郎吉の孫)が水
車大工を続けながらそのいくつかを守り続けている。

藤原家の人々によって製作された優れた水車は、現に大津町に
おいて製材所や製粉所、そして農業用揚水機として勢よく廻り続
けている。しかしそれも年々次第に姿を消し、残り僅かとなつて
いる。すでに木片と化したものは何とも致し方はない。すでに稼
働を止め明日にも取壊されそうなものが二、三カ所あるので、せ
めてこれだけでも何とか保存できないものであろうか。

その中の一つは先頃新設された九州東海大学の敷地買収のため
に同大学に買取られ、現に大学の所有に帰している水車場も一ヶ
所ある。黒川のほとりにある森にかこまれた景勝の地で、水は湧
水と聞いた。同大学においても保存方を慎重に御考慮中かも知れ
ないが、何とかそのまま保存していただけないものであろうか。
筆者が藤原式水車に関心を有しているからというだけでなく、優
れた文化財として環境ごと是非保存方を御考慮いただけないもの
かと思ひ敢えて筆を執った次第である。
(今津健治)